(一)　第687号　昭和27年7月25日 第三種郵便物認可　THE MIIKE　【毎週日曜日発行】　昭和36年(1961) 9月17日（日）

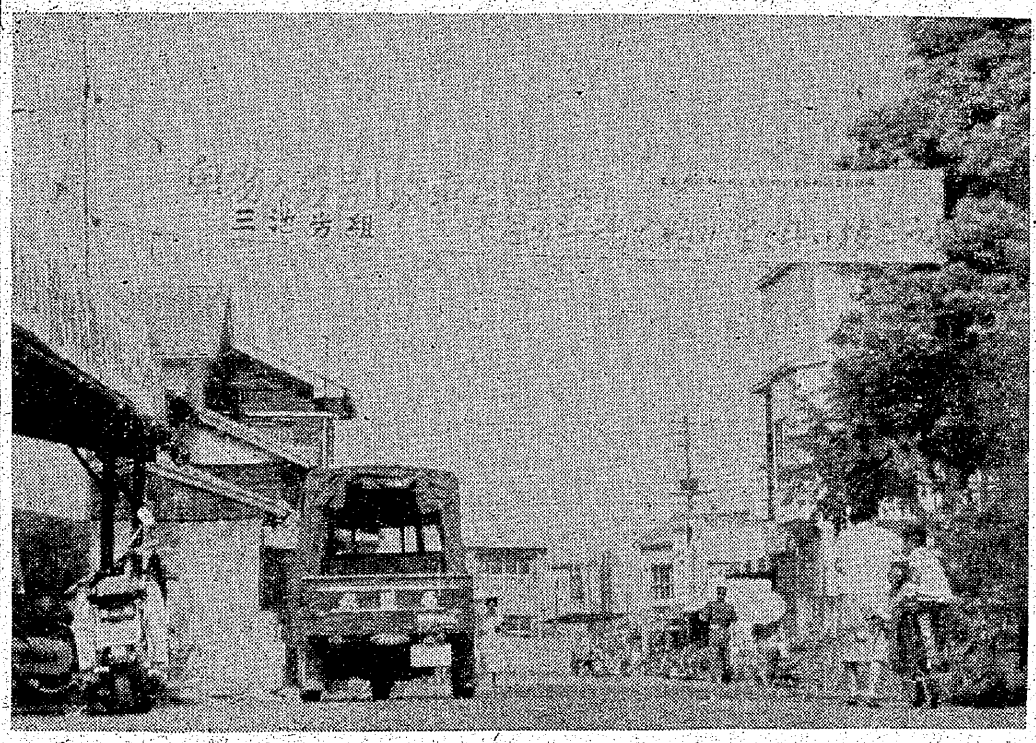

不当差別に反対し不屈に闘い政策転換をかちとろう

差別・組織介入粉砕
15日、二四ストを決行

八月二十九日に山元交渉トップ交渉が決裂したあと、われわれは三十日に中央委員会をひらき闘う方針を確認、九月三日には総決起大会をひらいて今後の闘いへの新たな決意を固めた。そして炭労指示によって山元交渉決裂に伴うスト突入態勢の確立、不当な組織介入・差別配役に対する組織行動・団結集会の実施など闘争態勢の確立にあたっての諸行動をおこすため、九月三日の総決起大会が七日に交渉が再開されることになったので、それらの行動開始を上部の指示により一時延期し交渉には十三日再び決裂、一時延期の行動を開始して、十五日には炭労指令により二十四時間ストを決行、闘いにはいった。

われわれは八月三十日の中央委員会で三池全員の意志集約をおこない、山元交渉決裂に伴う当面の方針をきめ、九月三日の総決起大会で三池労組指示第十四号（九月四日付）によって

一、組合各機関の役員は必ず腕章を着用すること。
一、ストライキ決行時は鉢巻も着用すること。
一、職場、地域の集会をできる限り開催し、団結をさらに強化すること。
一、各地域に必らず闘争本部を設置し、警備しておくこと。
一、五人組体制の確立については一層の強化を図ること。
一、職場、地域の集会をできる限り開催し、団結をさらに強化すること。
一、各地域のマイク情宣を毎日午後五時より定期的に行なうことを中心にその徹底をはかつた。

一方炭労からは、つぎにあげるような「差別排除の交渉決裂に伴う当面の行動に関する指示」が出され、さらにそれに基づく三池労組の「炭労指示に基づく行動について」の指示が出された。

差別排除の交渉決裂に伴う当面の行動に関する指示

炭労中闘発第一〇九号
指示（九月五日付）

昨年十二月一日、鉱労以来会社の憑らつ非道な差別待遇を激しい組織介入に耐えつつあくまで事態を平和的な話合いで解決するため、一月二十三日団体交渉を開始以来八月二十九日決裂まで八カ月にわたる努力を重ねて来た。

その間労資の不信感を排除し討議をより深めるため最小限の交渉人員にしぼり、文字通り裸になつての代表交渉を六月五日から二十余回重ねて来た。

また、組合は譲り得る項目については組織の許し得る限度まで後退をしても差別排除、組織介入の阻止に努めて来たが、会社の最終回答は組合の態度を全く無視した一方的なものであつた。

とくに差別排除・組織介入を中止するためには、三池労組の思想改造が必要だとする会社の意図は絶対に了解できないものである。

以上のような現地の交渉経過からわれわれは、もはや従来のような平和的な話合いでは根本的解決にはならないと判断し、今後の具体的な展望に立つ方針については第三十一回臨時大会で決定することにするが、当面三池労組の行動について左記の通り指示する。

記

一、今後いかなる戦術行使にも対応できる態勢を早急に確立せよ
二、差別配役・組織介入等の行為については抗議行動を起せ。
三、出・退勤時には団結集会を開催し組合員の意思結集を行なえ
四、繰込場及び社宅情宣活動等は紛争を起さないよう充分注意の上実施せよ。

なお、具体的な実施要綱については、炭労中央執行委員を現地にはけんし指示する。

以上

炭労指示に基づく行動について

三池労組指示第一五号
（九月五日付）

炭労中闘発第一〇九号指示（九月五日発）に基づき、当面の行動を左記の通り指示いたします。

記

一、いつ如何なる実力行使の発令に対しても、直ちに即応できる態勢を緊急に点検・整備・確立すること。
一、不当な組織介入および差別配役に対する抗議行動については支部執行部の指示に従い行動すること。
一、原則として入坑前に必らず団結集会を行なうこと。
一、闘争態勢強化のため、団結集会を利用し、支部執行部による機内情宣を実施すること。
一、他組織並びに一般対外宣伝、とくに交通活動等を強化すること。
一、その他、具体的細部事項については支部闘争委員長の指示に従うこと。

以上

これらの指示によつて闘争態勢確立を急いだのであつたが、七月から交渉が再開されることになり、上部からの指示でそれらの行動を一時延期して会社との交渉にはいつた。

しかし交渉の対立点はとけず、進展しないまま十三日に再び決裂した。

そこで組合では、一時延期していた行動を開始することとし、炭労からは、実力行使をふくむつぎのような諸行動をおこすよう「差別排除闘争推進に関する指令」が出された。

差別排除闘争推進に関する指令

炭労中闘発第一一三号
指令（九月一三日付）

一、闘争指標
1、差別待遇排除
2、組織介入反対
二、ストライキの期日並びに規模
九月十五日一番方より二十四時間ストライキ
三、三池支部は中闘発第一〇九号で指示された諸行動を早急に整備し、九月十五日以降実施するため対内外情宣活動を実施せよ
四、三池支部は三鉱連傘下支部との交流を深めるためオルグ派遣を計画実施せよ。
五、今後の炭労統一闘争に対する三池支部の行動（指令一〇号に基づく三池支部のスト免除）についてはその都度諸情勢を判断し、中闘委員会で決定指令する
六、今後の闘争推進については担当中執（諫山給与部長）と十分な連けいをとり、中闘委員会として諸情勢に適応した適切な処置を行なえ。
七、各支部は三池支部スト決行当日激励電報を打電せよ。
八、九州地方本部は闘争推進に当り九州内外の情勢を勘案し適切な指導を行なえ。

以上

嵐の中で団結集会

こうして十五日には、堂々と二十四時間ストが決行された。

二十四時間スト決行の十五日はちょうど台風十八号の接近で強い風とはげしい雨となつた。しかし、各支部ではそれぞれ支部闘争委員長の指示のもとに、嵐をついて団結集会をひらき、これからの長期な抵抗闘争にたいする意志統一をおこなつた。

三池労組の二十四時間ストにあたつて会社・第二組合は、政策的な増産を強行し、第二組合だけで一万二千八百七十トンを出炭したと宣伝し、その日の出勤者に一人当り五〇〇円（欠勤者にも三〇〇円）の報償金を支給するという卑劣な手段をとつてきた。

それは、三池労組のストは無力であるという宣伝と、第二組合員への報償金支給によつて、三池労組を切りくずそうとする攻撃であるまた会社は、三池労組の団結集会や、執行部情宣のための入門と、ハチマキや腕章の着用を禁止するというなど、露骨な態度で組合活動にたいする不当な抑圧と干渉をおこなつてきたが、あくまで会社の挑発をさけ、整然とした統一ある行動によるねばり強いたたかいによつてこれらの不当な攻撃と対決し粉砕せねばならない。

再建調査をはじむ
―大正労組のたたかい―

大正労組二、〇〇〇の組合員は期末手当、賃金遅払いに抗議したたかつているが、会社の無責任きわまる態度に対し去る三日臨時大会をひらいて、当面の主要課題としては生活の確保いがいない方針を明らかにし、一斉臨時休業するという態度を行なうとともに、坑内保安の荒廃は生命それ自体が保証されないとして、この面からも強く反省を求め、生命と生活を守る闘いを強力にすすめるたたかいをつづけている。

一方、炭労指令に基づき学識経験者、執行部、九執合同で現地調査を十一日から開始、十七日の臨時大会に具体的な対策が発表される予定である。

あれから一年 (36)
きびしい道にたち
「条件付事態収拾」きめる

して闘う方向を出す。(3)条件をとらねば収拾しない。(4)大会決定は確実に守る。以上を基礎にして討議をすすめ政府・中労委・会社に要求を出し事態収拾をはかることにきめた。条件付事態収拾ではあるが、炭労のもてる力をふりしぼつて闘うことを打ち出した。われわれは困難に屈せず、組織を堅持してつぎの闘いに備えよう」と報告をむすんだ。

九月二日から再開された炭労大会は予定の会期を延長し、あつせん案の諾否をめぐるきびしい討議をつづけた。

そして大会は六日、あつせん案の線で事態収拾をおこなうが、それに伴う諸問題の処理解決のためには実力行使をうつことをきめ、つまり「条件付事態収拾」をきめた。

この炭労大会で決定した「条件付事態収拾」について、山元の態度決定をおこなう中央委員会は、九月八日大牟田市民会館で、満員の傍聴者をあつめてひらかれた。

報告に立つた宮川組合長は「不当あつせん案を拒否するという三池の態度をもつて大会にのぞんだが、条件付事態収拾というとになつた。いま一番どん底だが、また一番勇気をもつて進まなければならない時である。勇気をもつて報告します」と前おきして大会では(1)採決で態度は絶対きめない。(2)共通点を最底線とする。(3)条件をとらねば収拾しない。(4)大会決定は確実に守る。以上を基礎にして討議をすすめ政府・中労委・会社に要求を出し事態収拾をはかることにきめた。条件付事態収拾ではあるが、炭労のもてる力をふりしぼつて闘うことを打ち出した。われわれは困難に屈せず、組織を堅持してつぎの闘いに備えよう」と報告をむすんだ。

委員長、江田社会党書記長、共産党大渕福岡県委員長のほか、総評主要単産や炭労大手十三社代表らが出席し、「三池を守るのはこれからだ」と力強く訴えた。指名解雇担否者代表の「指名解雇に反対し法廷闘争にもちこんで闘う」という意見発表のあと、〃卑劣きわまる首切りを許さず一、二〇〇名の仲間とともに組織を守りぬこう〃などのスローガンを採択、「握いのことば」を確認してデモにうつた。

デモ隊は〃がんばろう〃の歌を合唱しながら四山鉱正門まですすみ久保清さんの殉難の碑に花束をささげ、同志の墓に「こんどもねばり強く不屈にたたかいぬく」と誓つた。

大会は、太田総評議長、原炭労

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番 7140番
編集兼発行人 境　攻

〃みいけ〃の車体整備で、機関紙配布の遅れが重なつたため、本号は十、十七日の合併号としました。

みいけ日誌

4日　企画会議、労働部長会議、教宣部長会議（それぞれ今後の闘争の進め方について検討）
玉名地裁で裁判（5日迄）
闘争態勢確立についての指示（三池労組指示14号）出る
5日　企画会議
炭労中闘発109号「差別排除の交渉決裂に伴う当面の行動に関する指示」出る
炭労指示（109号）に基づく行動についての指示（三池労組指示15号）出る
6日　企画会議
他単産の組織オルグ集約会議
炭労指示に基づく行動一時延期の指示（三池労組指示16号）出る
7日　企画会議　山元交渉再開さる
炭労大会代議員上京
福岡刑事三部公判（9日迄）
8日　企画会議　山元交渉つづく
9日　山元交渉つづく
炭労大会はじまる
10日　山元交渉つづく
11日　大地評執行委員会、山元交渉
12日　九本保安担当者会議
主婦会評議員会
山元交渉再び決裂
13日　中央執行委員会
炭労中闘発113号「差別排除闘争推進に関する指令」出る
炭労指令に基づく「スト突入指令」（三池労組指令第4号）出る　三池労組指示15号復活についての指示（三池労組指示17号）出る
14日　企画会議、阪急バス採用試験
15日　差別排除闘争24スト